資料５

跡地利用について

前回会議において、跡地利用の検討も本協議会の審議に加えるべきとの御意見がありました。審議に先立って、現時点における跡地利用に関する地域との協議経過（協定内容）を確認するとともに、協議の進め方に対する地域の要望をお知らせします。

１　跡地利用に関する地域との協定内容

※　各協定文中　甲：旭川市　乙：江丹別地区市民委員会及び嵐山地区市民委員会（現嵐山地域町内会）

●　旧中園廃棄物最終処分場

中園廃棄物最終処分場に関する協定書（平成１３年１２月３１日締結）

> ４　廃棄物最終処分場跡地の利用等
>
> 甲は，廃棄物の処分を完了した跡地について，植栽などにより以前の緑豊かな自然環境に復するよう努めるものとする。

●　旭川市廃棄物処分場

旭川市廃棄物処分場の環境保全に係る協定書（平成１５年６月２８日締結）

> （埋立跡地利用）
>
> 第14条　廃棄物の埋立処分を終了した跡地の利用については，埋立処分終了時までに，甲と乙・地域住民とが協議して決定するものとする。

２　協議の進め方に関する地域の意見（本協議会との連携）

●　地域への確認

跡地利用は、最終的には市と地域の合意により決定しますが、そこに至る協議過程において、本協議会に求める連携内容を地域（江丹別地区市民委員会、嵐山地域町内会）に伺いました。（具体的な内容は次の①又は②）

①　地域と市が協議を進め、必要に応じて本協議会に意見を求める。

②　本協議会から方向性（案）の提案を受け、それを基に地域と市が協議する。

●　地域からの回答

６月下旬に各会長に上記の内容を伺い、７月に回答をいただきました。結果は両会とも、②を要望するとのことでした。

３　今後の審議について

今回の確認により、地域との協議に先立って本協議会が跡地利用の審議を開始することに対する、地域の了解が得られました。

次回会議では、跡地利用の協議をどのように進めていくかを御審議いただきます。

４　（参考）旧中園廃棄物最終処分場の現況について

●　環境調査（モニタリング）の継続

廃止後も、安全性の確認を行うと共に、埋立地内における廃棄物の分解終息を見届けるため、環境調査の一部を継続。

測定項目	地点数	測定頻度	測　定　内　容
浸 出 水	１か所	２回／年 (8月、2月)	生活環境項目（ＢＯＤ，ＳＳ）※測定は市が実施
発生ガス	８か所	２回／年 (5月、11月)	発生量、流速、成分分析、温度、湿度、気圧　等
埋立地の内部温度	８か所	２回／年 (5月、11月)	深さ方向に１ｍ間隔　（発生ガスと同時実施）

●　施設の管理

環境調査や施設の管理等に必要な部分の草刈りや除雪を継続。

草刈り	管理棟･水処理施設周辺、管理用通路、水路周辺、植樹地　等
除　雪	管理用通路、浸出水採水口までの通路

●　施設の解体撤去について

（予定スケジュール）

年　度	実　施　内　容
令和７年度	水処理施設を経由しない排水路への切替工事完了
令和８年度	実施設計（設計図書の作成、解体費用の算出　等）
令和９年度	施設解体（計量棟、管理棟･高度処理施設、水処理施設　等） ※　調整池の解体時期等は今後の状況により判断。